

平成27年1月14日

一般委託の入札における最低制限価格制度の適用について

一般委託の入札における最低制限価格制度の適用について、次のとおり「最低制限価格制度取扱要綱」と「予定価格、調査基準価格、失格基準価格及び最低制限価格の公表に関する要綱」の一部を改正しましたので、お知らせします。

1 改正の趣旨

労働者を常時配置する業務を主たる業務とし、これまで最低制限価格を設定してきた建物清掃業務及び警備業務委託（機械警備を除く。）を含む「総合建物管理業務委託」に係る入札について、ダンピング受注防止等の観点から、新たに最低制限価格を適用します。

2 改正の内容

区分	改正後	改正前
対象業種	造園整備業務委託 建物清掃業務委託 警備業務委託(機械警備を除く。) 総合建物管理業務委託 (予定価格100万円超)	造園整備業務委託 建物清掃業務委託 警備業務委託(機械警備を除く。) (予定価格100万円超)
算出方法	予定価格×70%～75%	予定価格×70%～75%

3 適用時期

平成27年1月20日以降の公告案件から適用

4 その他

最低制限価格未満の価格の入札は失格となります。失格となった入札者は2回目以降の入札に参加できませんので、ご注意ください。